



岩田合同法律事務所
弁護士 [松田 章良](#) / 弁護士 [別府 文弥](#) / 弁護士 [金木 伸行](#)

Makarim & Taira S 法律事務所（インドネシア）

弁護士 [Stephanie Kandou](#)

第1 言語法の概要

2009年法律第24号「国家旗、言語、紋章、国歌に関する法律」¹（以下「言語法」といいます。）では、インドネシアの政府機関、民間事業者（法人）又は個人（以下「インドネシア法人等」といいます。）を当事者とする契約書については、インドネシア語で作成しなければならないと規定されています²。ただし、契約当事者に外国法人又は個人の当事者が含まれる場合、インドネシア語で作成した契約書に外国語（例えば日本語）又は英語版を添付することができるかと規定されています³。

言語法の施行規則である2019年大統領令第63号「インドネシア語の使用に関する大統領令」⁴（以下「言語法施行規則」といいます。）では、国家機関、政府機関、インドネシアの民間事業者又は個人が関与する契約はインドネシア語で作成しなければならないと規定されています⁵。さらに、外国語版（例えば日本語又は英語）はインドネシア語版の翻訳に過ぎず、外国の契約当事者がインドネシアの当事者と認識を共有するためのものであると規定されて

¹ Law No. 24 of 2009 on the National Flag, Language, Emblem, and Anthem

² 言語法第31条(1)

³ 言語法第31条(2)

⁴ Presidential Regulation No. 63 of 2019 on the Use of the Indonesian Language

⁵ 言語法施行規則第26条(3)

います⁶。したがって、インドネシア語版と外国語版又は英語版の契約書を同時に締結することが一般的な実務の対応となっています。なお、契約当事者は、両言語版の間に矛盾が生じた場合、どちらが優先するか契約書に明記することができます⁷。

第2 インドネシア語版の契約書を作成しない場合の法的効果

言語法及び同法施行規則は、インドネシア法人等が当事者となる契約書について、外国語又は英語のみで締結した場合の法的効果について規定していません。この点、一部の判例では、インドネシア語版の契約書を作成しなかった場合、当該契約が無効である旨判示するものもあります。

近時公表された最高裁判所通達第3号（2023年）⁸（以下「本指針」といいます。）では、インドネシア語版の契約書を作成しなかったことが当事者の一方の悪意（Bad Faith）に基づくものであることが証明されない限り、当該契約を無効とする理由とはならないことを明示しています。

もっとも、本指針はあくまでも最高裁判所の内部指針であり、言語法の一部として法的拘束力を有するものではありません。したがって、本指針公表後もインドネシア語版の契約書が作成されなかった契約が無効とされるリスクは引き続き存在しており、特に一方の当事者がインドネシア語版の契約書を作成しなかったことに関する当事者の悪意が立証され得る場合、当該リスクは高まります。

したがって、インドネシア法人等と契約を締結する場合、言語法上、インドネシア語版の契約書の作成が必要とされていることに留意して対応する必要があります。

第3 準拠法・紛争解決機関

インドネシアでの強制執行可能性が重要となる場合、インドネシア法人は本国法に服し、不動産はその所在地の法令に服するため、インドネシア法を準拠法として選択することが望ましいです。例えば、ローン契約自体が外国法を準拠法とする場合でも、担保資産がインドネシアに所在する場合、当該資産の担保契約についてはインドネシア法を準拠法として選択することが強制執行可能性を確保するために必要となります。

紛争解決については、契約当事者はインドネシアの裁判所、インドネシア国家仲裁委員会（Badan Arbitrase Nasional Indonesia、BANI）又はシンガポール国際仲裁センター（SIAC）などの外国の仲裁機関を選択することができます。

シンガポール国際仲裁センターはインドネシアで最も多く活用される国際仲裁機関の一つ

⁶ 言語法施行規則第26条(4)

⁷ 言語法施行規則第26条(5)

⁸ Supreme Court Circular Letter No. 3 of 2023 on the Application of Legal Formulations Resulting from the 2023 Plenary Chamber Meeting of the Supreme Court as Guidelines for the Performance of Duties by the Courts

です。外国企業は、公平性と中立性を確保するため、外国の仲裁機関を選択する傾向があります。外国仲裁判断はインドネシアにおいて執行可能ですが、執行には追加の手続が必要であり、仲裁機関又はその代理人が当該仲裁判断を中央ジャカルタ地方裁判所に登録し、当該裁判所から執行命令を取得する必要があります⁹。

なお、外国仲裁判断の執行手続の簡素化と確実性の向上を目的として、近時の法改正が行われています¹⁰。

第4 外国準拠法・紛争解決機関の選択によるインドネシア語版の契約書不存リスクの低減

言語法上、インドネシア語版の契約書の作成義務は、準拠法及び紛争解決機関にかかわらず、インドネシア法人等を当事者とする契約に一般的に適用されます。したがって、準拠法及び紛争解決機関をインドネシア以外とするだけでは、インドネシア語版の契約書の作成義務を免れることはできません。

ただし、外国法に準拠し、外国仲裁機関で裁定される場合、当該仲裁機関がインドネシア法を適用して当該契約を無効と判断する可能性は低いと考えられます。

また、当事者が外国仲裁機関を選択した場合、インドネシアにおける執行段階では紛争の実体については再審理されないため、インドネシア語版の契約書の不存在を理由に契約の無効を主張する余地はなくなります。したがって、外国法を準拠法とする契約においては、言語法に基づくインドネシア語版の契約書作成義務は存在するものの、当該契約書の不存在は実務上大きな影響を及ぼさない可能性があります。

第5 解除条項

インドネシア民法において、双務契約における義務の不履行を理由とする契約の解除は、当事者が契約において明示的に別段の定めをしない限り、原則として裁判所の決定を必要とします¹¹。

したがって、契約当事者は、インドネシアでの履行が予定されている契約又はインドネシア法を準拠法とする契約において、契約の解除に裁判所の決定を要する旨規定するインドネシア民法第1266条を適用除外とする旨規定し、かつ、規定された債務不履行事由の発生時に裁判所の手続を経ずに一方的に解除できる旨の条項を規定することが一般的です。

⁹ 仲裁法第66条(d)

¹⁰ Supreme Court Regulation No. 3 of 2023 and Constitutional Court Decision No. 100/PUU-XXII/2024

¹¹ 民法第3条(1)

第6 その他のインドネシア法人等との契約上の留意点

1 印紙税

インドネシアでは、2020年法律第10号の規定の通り、民事上の事実を証明する文書又は裁判手続における証拠として機能する文書に印紙を貼付する必要があります。

印紙税の対象となる文書には、契約書、報告書、公証書、土地権利書、有価証券、競売に関する書類、IDR（インドネシアルピア）5,000,000を超える資金の受領又は債務の弁済を証明する文書などが含まれます¹²。適用される印紙税額は、一律1文書あたりIDR10,000です。印紙税は、印紙、電子印紙（特定のコード・情報を含む。）又は財務大臣が定めるその他の形式で貼付することができます¹³。

2 電子署名

電子文書及び電子署名は、「電子情報及び取引に関する法律」（2008年法律第11号、「以下「ITE法」といいます。）に基づき一般的に認められています¹⁴。

ITE法において、電子署名は、①署名者と一対でリンクされ、署名者によって管理されていること、②電子署名又は関連する情報への変更が検出可能であること、③署名者を特定できること、及び④関連する情報への承認が証明できることの要件（以下「有効性要件」といいます。）を満たす場合、法的効力を有するものとされます¹⁵。

有効性要件の遵守を確保するため、通信・デジタル省令2022年第11号「電子認証の組織に関する管理手続」（以下「本省令」といいます。）は、①インドネシアの電子認証事業者を通じて発行され、②認証された署名デバイスを使用して作成されたという要件を満たす電子署名を認証電子署名（e-signature）として認めています。これらの電子署名は強い証拠力を有し、一般的にオンライン金融サービス、貸付、保険などリスクが高い取引において利用されています。

他方、本省令は非認証電子署名も認めています。非認証電子署名は、認証電子署名と同等に有効ですが、紛争時に有効性要件を満たすため追加の証明が必要となる場合があります。このため、非認証電子署名は一般的にリスクが低い取引において適しています。

インドネシアの電子署名に関する規制は、全体としてリスクベースのアプローチを採用し、当事者が取引の性質とリスクプロファイルに適合した署名のセキュリティレベルを選択することを促しています¹⁶。

¹² 民法第3条(2)

¹³ 民法第5条、第14条(1)

¹⁴ ITE法第5条(1)

¹⁵ ITE法第5条(2)

¹⁶ ITE Law, Government Regulation No. 71/2019, and MOCI Regulation No. 11/2022.

3 通貨

2011年通貨法第7号は、原則として、インドネシア国内におけるすべての取引をIDRで行うことを一般に義務付けています。ただし、インドネシア中央銀行規則¹⁷は、国際貿易を含む特定の取引について例外を定めています。例えば、インドネシア法人等と日本の当事者間の貿易に関する契約は、原則としてIDRの使用義務から免除されます。

¹⁷ Bank Indonesia Regulation No. 17/3/PBI/2015 on the Obligation to Use Rupiah within the Territory of the Unitary State of the Republic of Indonesia

【執筆者：岩田合同法律事務所】



[松田 章良](#)

Email: amatsuda@iwatagodo.com

2006年東京大学法学部卒業、2015年Columbia Law School (LL.M.) 修了 (Harlan Fiske Stone Scholar 受賞)。2008年弁護士登録、2019年NY州弁護士登録。個人情報保護、国際関係法務・渉外業務 (取引)、IT・サイバー法に係る案件、国際仲裁・国際紛争解決案件、大規模かつ複雑な訴訟・紛争解決案件を主に取り扱う。



[別府 文弥](#) (弁護士)

Email: fbeppu@iwatagodo.com

2010年東京大学法科大学院修了、2017年University of California, Berkeley School of Law (LL.M.) 修了。2011年弁護士登録、2018年カリフォルニア州弁護士登録。Drew & Napier LLC, シンガポールオフィス駐在。米国・東南アジアを始めとするクロスボーダー及び日本国内のM&A取引、紛争解決、その他企業法務全般 (国内・国際商取引、業規制、労働法関係) に関する法的助言を行う。



[金木 伸行](#) (弁護士)

Email: nobuyuki.kaneki@iwatagodo.com

2017年早稲田大学大学院法務研究科修了。2018年弁護士登録。2025年7月～インドネシア Makarim & Taira S.法律事務所駐在。金融法務、クロスボーダー取引に関する案件を主として取り扱っているほか、不動産、労務分野に関する案件を多く担当する。

【執筆者：Makarim & Taira S 法律事務所 (インドネシア)】



[Stephanie Kandou](#) (インドネシア法弁護士)

Email: Stephanie.Kandou@makarim.com

2007年Universitas Indonesia, Depok, Indonesia 卒業、2009年Erasmus Universiteit Rotterdam, Netherlands (LL.M.) 修了。2010年～インドネシア Makarim & Taira S.法律事務所所属。東南アジアを始めとするクロスボーダー取引、インドネシア国内のM&A取引、バンキング・ファイナンスその他企業法務全般に関する法的助言を行う。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士110余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング15階
岩田合同法律事務所 広報：news@mail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、当事務所の弁護士にご相談ください。